

入学に必要な費用の一部を援助します！
就学援助 入学前支給のご案内

新座市教育委員会

新座市では、経済的理由により教育の機会が失われないように、新入学児童生徒学用品費を入学前の2月に支給します。

1 対象となる方

以下のすべてを満たす方が対象です。

- 令和5年度就学援助の認定を受けている方
- 令和6年4月に新座市立中学校へ入学するお子様がいる保護者の方

2 支給額・支給日

支給額：63,000円 支給日(予定)：令和6年2月29日(木)

※ 新規申請者は、1月中に申請して認定になれば2月に振り込み、以降随時振り込みます。

3 申請方法

令和5年度就学援助の認定を受けている方

申請は不要です。2月支給分(給食費等)に加算して支給されます。

令和5年度就学援助を受けていない方 (令和5年度否認になった方や生活保護の方は対象外)

受給を希望する方は「令和5年度就学援助費受給申請書」と必要書類(写し可)を学務課へ提出し、申請をしてください。

※申請書は各小学校又は学務課にあります。市ホームページからもダウンロードできます。

対象者は、新座市に住民登録があり、以下のいずれかに該当する方です。

承認基準	必要書類
① 生活保護の停止又は廃止をされている方	生活保護受給証明書 (令和4年度または令和5年度)
② 児童扶養手当の支給を受けている方	児童扶養手当証書 (令和4年度または令和5年度)
③ 次のいずれかの猶予・減免等を受けている方 • 市町村民税の非課税または減免 • 国民年金保険料の減免 • 国民健康保険料の減免又は徴収の猶予	各種承認・決定通知書 (令和4年度または令和5年度)
④ 上記以外で、経済的理由によりお子様を学校に通わせるのが困難な方(所得審査あり) ※所得の基準は裏面をご覧ください。	• 令和5年1月2日以降に新座市に転入した方 →令和5年度所得証明書 • 令和5年1月1日現在新座市に住民登録がある方→添付不要

4 経済的に理由により認定となる基準の目安

同一生計世帯全員の令和4年中の年間総所得金額の合計が認定基準金額を下回れば認定となります。

世帯人数	家族構成	持家(円)	借家(円)
2人	父40歳 子5歳	約170万	約267万
3人	母40歳 子11歳 子5歳	約232万	約329万
4人	父40歳 母40歳 子11歳 子5歳	約295万	約392万
5人	父40歳 母40歳 子12歳 子11歳 子5歳	約365万	約462万
6人	父40歳 母40歳 子12歳 子11歳 子5歳 祖母70歳	約414万	約511万

※ 年齢・家族構成等により基準額は大きく異なりますので、あくまでも目安としてご覧ください。

5 注意事項

- ・入学前支給を受けた方でも、4月以降「令和6年度就学援助制度」をご希望の場合には、継続申請していただく必要があります。
- ・継続申請の詳細は、令和6年3月以降、学校を通じて通知します。
- ・入学前支給を受けた方は、入学後の「令和6年度就学援助制度」の新入学児童生徒学用品費は支給されません。
- ・今回、提出漏れや審査の結果で支給されないことになりましたも、入学後に「令和6年度就学援助制度」で4月から認定となった場合には、同様の額を入学後に支給いたします。

6 その他

令和5年度就学援助のご案内の詳細は新座市ホームページをご覧ください。

新座市ホームページ

「就学援助（新入学児童生徒学用品費）入学前支給のご案内」

<https://www.city.niiza.lg.jp/soshiki/49/syugakuennjonyugakumae.html>

※令和6年度の申請案内ではありません。



問合せ

〒352-8623

新座市野火止一丁目1番1号（新座市役所第二庁舎2階）

学務課 人事・学事係 就学援助担当

電話 048-477-6869

